



敦賀市不育症治療費助成事業のご案内



敦賀市では、不育症検査及び治療を受けられたご夫婦に、検査費用や治療費の一部を助成しています。

◆対象となる方◆

- ・ 2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往がある方、もしくは医師から不育症と診断された方
 - ・ 戸籍上の夫婦もしくは事実婚（※1）であって、申請日において、夫または妻の住民登録が1年以上前から引き続き敦賀市にある方
 - ・ 市税を滞納していない方
 - ・ 公的医療保険に加入している方
- ※1 重婚でないこと、および「治療の結果、出生した子についての認知を行う意向がある」場合に対象となります。

◆助成の内容◆

1 治療期間における不育症の検査費及び治療費（※2）の自己負担額の1/2（※3）で、1年度あたり上限10万円まで助成します。

- ※2 検査のみでは申請できません。不育症に関する検査や不育症治療を開始した日から、その妊娠に関する出産（流産、死産等を含む）までの期間を1治療期間とします。
流産検体を用いた染色体検査を受けた場合には、県の助成が受けられます。その場合は、県の助成額を引いた額から市の助成額を算出します。

※3 千円未満の端数があるときは切り捨てになります。

◆申請の方法◆

- ・ 不育症治療を実施し1回の治療期間の末日の属する年度（※4）の末日までに申請してください。ただし、当該終了した日が3月である場合には、下記まで電話連絡のうえ4月30日までに申請してください。
 - ・ 流産検体を用いた染色体検査を受けられた場合は、福井県不育症検査費用助成の申請を先に行ってください。
- ※4 年度とは4月1日から翌年3月31日までをいいます。

◆申請書類等◆

- ① 敦賀市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 県の不育症検査費用助成の交付決定通知書（流産検体を用いた染色体検査を受けた場合）
- ③ 法律婚の場合は戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）
*夫婦ともに敦賀市民で同一世帯の場合は不要
- ④ 事実婚の場合は、両人の戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）、住民票（敦賀市民でない方の分のみ）および事実婚関係に関する申立書・意向確認書（様式第1号の2）
- ⑤ 不育症治療等実施医療機関受診証明書（様式第2号）
- ⑥ 領収書（原本）
- ⑦ 夫婦の納税証明書（完納証明書）
*申請書の同意確認欄に記入があり、市が確認できる場合は不要
- ⑧ 振込先口座の口座名義人・口座番号がわかるもの
- ⑨ 夫婦の保険証（コピーでも可）

問い合わせ・申請先

敦賀市福祉保健部健康推進課
(健康センター はぴふる)

☎ 0770-25-5311